

住民意見の概要とその意見についての事業者の見解

「三重中央開発株式会社 エネルギープラザ建設事業」(ごみ焼却施設及び産業廃棄物焼却施設の設置事業)に関し、三重県環境影響評価条例(平成10年三重県条例第49号)第15条の規定に基づき、環境影響評価準備書を縦覧に供した。

この環境影響評価準備書について、三重県環境影響評価条例第17条第1項の規定に基づき、環境の保全の見地から、住民より意見書が提出された。提出者数は3名、意見の内容に係る件数は6件であった。提出された住民意見の概要とその意見についての事業者の見解は、以下のとおりである。

(1)事業の目的、地元対応に関すること

番号	住民意見の概要	事業者の見解
1	「地域からコミュニティー施設のエネルギー供給」云々については、一部地域の一部代表者の意見をもってすすめられていることが地元で問題化していること。コミュニティー施設は花垣小の跡地利用と併せて出ていると思われるが、非常に不確実な事であり、また、あたかも地域の要望によって、この事業計画が進められたかのようにとれる文面は、本末転倒であろうと思われる。	花垣小学校が廃校となったあとの施設利用の計画が今後具体化されると認識しております。本事業は事業実施区域を管轄する自治会との合意の上で事業化に向けた諸手続を進めさせていただいております。 また、本事業の内容を広く住民の方々にご説明するための説明会も開催いたしました。更に事業化に向けて地域の方々にご理解を深めていただくよう努力いたします。
2	準備書の中で、「地域住民との共生を第一に」とされているがその住民とは誰をもって考えているのか。 行政区の代表、また、建設地区の住民自治会のみを重視した対応はよくみられることである。貴社の場合も、直接生活をしている住民、それに最も影響を与えている近隣住民に対して定期的に訪問懇談するなり、施設内でそうした機会をもつなりし、地元の意見を聞くべく努力をすべきではないかと考える。	事業を実施する上で事業実施区域を管轄する自治会の方々との合意形成が最も重要であると考えておりますが、自治会の区域界にとらわれず、事業実施区域から1km圏内のの方々に本事業の実施内容を個別に訪問し説明させていただきました。 その活動の中で様々な意見をいただきましたので引き続きコミュニケーションを取らせていただきながら更に地域の方々との共生を進めてまいります。
3	1ヶ所に大型のごみ焼却施設等が集中することに疑問を感じる。特に半径1km以内に白檜区の住宅地があるが住民の理解を得ていない。予野区の承諾を得ているようですが、場所の選定についてまだまだ検討すべき。もう少し白檜から離れた場所があるはずです。	エネルギープラザ建設事業実施区域から1km圏内のの方々に本事業の実施内容を個別に説明し80%以上の方々にご同意をいただきました。同意をいただけなかった方々に対しても継続して廃棄物処理事業にご理解をいただけるよう努力して参ります。
4	操業前に地元と環境協定を締結のこと。 協定内容は地元の理解を得られる内容とすること。	本事業操業開始までに協定書が締結できるよう協議させていただきます。

(2)大気質・悪臭に関すること

番号	住民意見の概要	事業者の見解
1	排出ガス・悪臭等が環境基準値以内であっても住民は不快に感じたり、心理的に圧迫されます。	土日祝を含む毎日事業所内及び周辺の臭気パトロールを実施し、周辺に配慮した操業を心がけます。 本事業供用後は定期的に排ガス測定を実施し、その結果を開示いたします。 地域の方々にとって安心安全な操業に心がけます。
2	悪臭については気象の特殊な条件下でひどく感じられる。これは焼却炉の問題なのか他の施設の問題なのかは私どもではわからないが、準備書資料0-4地点では無臭であるとの結論は、調査日のみの結果としてしか判断できない。	事業実施区域境界及び周辺地域の現況における悪臭調査は、影響が適切に把握できる時期として夏季及春季に2回実施しております。調査地点0-4における臭気指数は春季13、夏季10未満でありました。 予測結果から、環境保全上の目標とした「臭気指数が10～15以下程度であること」に適合しているものと判断しておりますが、さらに一層の低減を図るため、準備書p6.1.5-20に示します環境保全措置を実施することにより、可能な限り悪臭抑制及び悪臭影響の早期発見に努めます。 周辺地域の臭気の状態を把握し、地域の方々にとって、悪臭による不快感を与えない操業に心がけます。